

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた注意事項について 【令和 2 年度（第 70 回）税理士試験を受験される方へ】

令和 2 年度（第 70 回）税理士試験を受験される方は、試験当日に万全の体調で臨めるよう、感染予防・健康管理に十分注意するとともに、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）の感染拡大防止及び受験される方の安全確保のため、以下の点に注意してください。

1. 検温の実施、体調不良の方の受験

- (1) 試験当日の朝、各自必ず検温を実施した上で、自身の健康状態を確認してください。
- (2) 政府等から示されている感染症についての相談・受診の目安等を踏まえ、次に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験できません。
なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は実施しません。
 - ① 感染症に罹患し、治癒していない方
 - ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、37.5 度以上の発熱や咳等の風邪症状のいずれかがある方
 - ③ 感染症感染者（疑いのある場合も含む。）と接触があり、医師又は保健所等の指示により試験日時時点で自宅待機となっている方
 - ④ 過去 14 日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航歴がある方
- (3) 試験会場において、サーモグラフィー等による計測を行います。これらにより、37.5 度以上の発熱が認められた場合は、受験できません。
- (4) 上記(2)及び(3)に該当しない場合であっても、試験当日、体調が優れない方は、極力受験を控えてください。
- (5) 試験当日、試験会場内において咳を繰り返すなどの症状が見られる方には、他の受験者への感染のおそれがあるため、健康状態を確認した上で、受験を拒否又は停止することがあります。
- (6) 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を試験官に申し出てください。

2. マスクの着用、アルコール消毒・手洗いの実施

- (1) 試験当日、試験会場内では、感染予防のため、マスクを必ず着用してください。
なお、試験時間中の写真照合の際には、試験官の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

※ 試験会場にてマスクの配布はしませんので、各自でご用意ください。マスクを着用していない場合は入場できません。

(2) 試験室への入室前には、アルコールによる手指消毒を徹底してください。

また、試験会場内では、手洗い・うがい等、各自での感染予防対策に十分ご注意ください。

なお、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は持参しても差し支えありません。

3. 試験会場内の混雑緩和

(1) 試験当日、入場時に行列ができる場合には、他の受験者との間に十分な距離を保って整列の上、入場してください。

また、試験終了後の退場時は、試験官の指示に従い、退場してください。

(2) 試験会場内では、着席時以外においても、他の受験者との身体的距離（最低1m、できるだけ2m）を保つよう心掛けてください。

(3) 試験前後、休憩・昼食時においても、密集を避け、対面での会話や飲食等、他の受験者との接触を控えてください。

4. 試験室内の換気

試験室内では、窓やドアを定期的に開放するなど、外気を取り入れる換気を行います。

5. 試験実施時の対応

試験の実施に当たっては、上記のほか、次に掲げる感染防止対策を講じます。

(1) 感染予防のため、試験官にはマスクの着用を義務付けます。

(2) 各科目の試験終了後、複数の受験者が手を触れる場所、全ての机及び椅子のアルコール消毒を実施します。

(3) 試験会場内の必要な箇所に、消毒用アルコール及びハンドソープを配備します。

6. その他

(1) 感染拡大防止対策の徹底に関して、本注意事項に記載した事項を守らない場合や、試験会場内での試験官の指示に従わない場合等には、受験を拒否又は停止することがありますので、ご注意ください。

(2) 納付された受験手数料は、理由の如何を問わず還付しません。

(3) ゴミは各自持ち帰ってください（ゴミ箱の使用は禁止します。）。

(4) 保健所等の公的機関からの要請により、受験者の氏名、連絡先等が提供され得ることをあらかじめご了承ください。

(5) 感染症を巡る状況により、上記以外にも更なる対応を取ることがあります。

(6) 今後、政府から緊急事態宣言が発令されるなど、感染症を巡る状況が大きく変化し、実施方針等に変更が生じた場合には、国税庁ホームページに掲載してお知らせします。